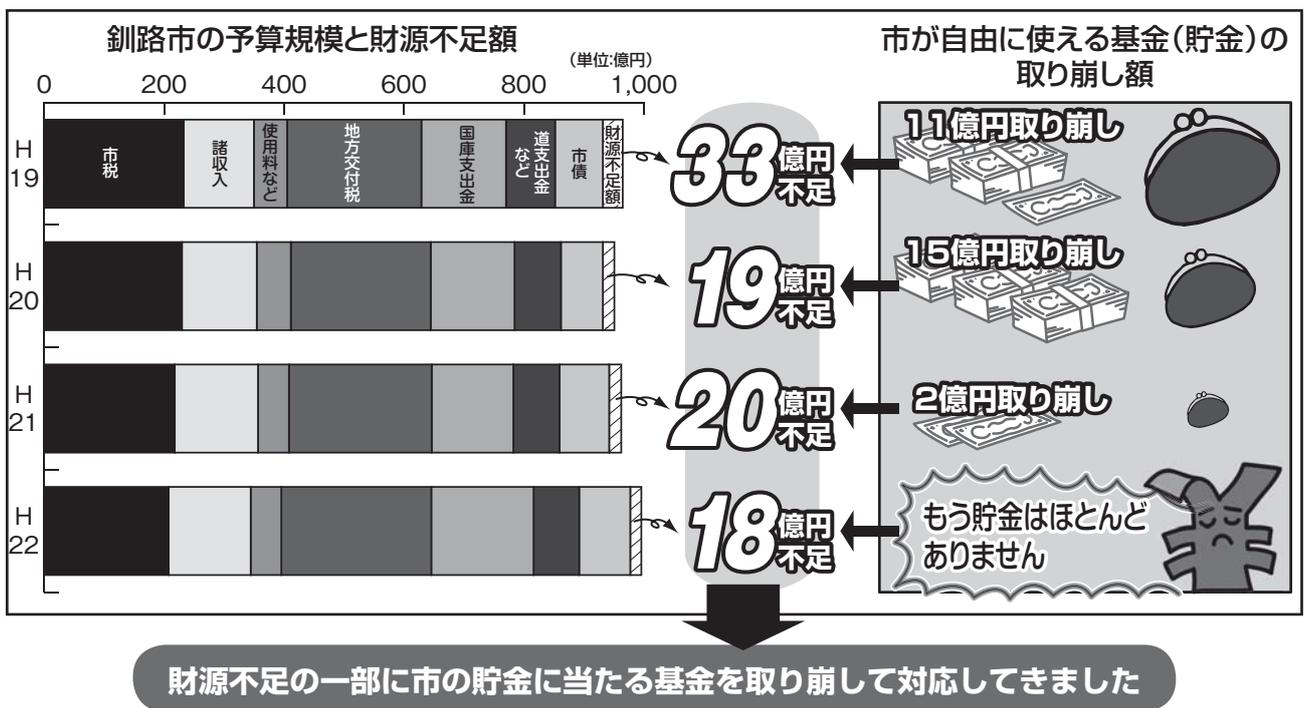


財政健全化への取り組みについて

これまでの取り組み

- 平成19年度から平成22年度までの予算編成では、50億円以上の財源不足が見込まれたものの、市民の皆さんのご協力をいただき、事業の見直しを行うとともに、市職員の給与や人数の削減、市役所の業務の外部化を推進するなど『行財政改革』に取り組みながら予算を組んできたところです。
- 過去4年間の予算規模は、950億円から996億円でしたが、景気の低迷による市民税の落ち込みや、地価の下落による固定資産税の減など、市の主な収入である市税収入が減少したことにより、予算を組むための財源が市税、地方交付税、国庫支出金や使用料だけでは不足する状態が続いていました。このため、市の貯金に当たる基金の取り崩しなどにより予算を組んできたことから、基金はほとんど底をついてしまいました。



財政健全化法の施行と土地開発公社と振興公社の解散・清算

- 昨年4月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体は自ら財政の健全化に積極的に取り組むことが定められ、特に経営状況が悪化している第三セクターの問題を、早期に解消することが求められています。市では、平成20年8月に「釧路市第三セクター経営検討委員会」を設置し、土地開発公社や振興公社など、市が損失補償等を行っている第三セクターの抜本的な経営改革策を進めてきました。

- (注1) **土地開発公社** 昭和48年に設立。小学校の新設や空港の滑走路延長などの公共事業の用地について、市の代わりに取得し、管理を行ってきました。
- (注2) **振興公社** 昭和35年に設立。主に企業誘致のための用地取得のほか、山花温泉リフレなどの営業を行ってきました。
- (注3) **損失補償等** 金融機関から融資を受けた第三セクターが返済できなくなった場合、市が代わりに金融機関に対して返済を行わなければなりません。

